

令和6年度 5月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和6年 5月 8日 (水) 午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 19人 欠席者 3人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	中島 一博	出席	12番	太田 幸代	出席
2番	池田 正清	出席	14番	城野 松夫	欠席
3番	大川 定道	出席	15番	寺田 宏澄	出席
4番	碓 朝男	欠席	16番	原 修身	出席
5番	山内 しげ子	出席	17番	松尾 和明	出席
6番	吉丸 広泰	出席	19番	福田 安信	出席
7番	山崎 清邦	出席	20番	橋本 礼子	出席
8番	綾部 勝年	出席	21番	佐々木 伸昌	欠席
9番	寺田 一義	出席	22番	北原 正也	出席
10番	古村 正典	出席	23番	中島 正則	出席
11番	宮原 史己	出席	24番	岡 龍道	出席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (4件)

報告第2号 農地等形状変更届について (2件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (3件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (3件)

議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について  
委員会決定分(30件)

議案第4号 農用地利用集積計画(中間管理権分)について  
委員会決定分(2件)

議案第5号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について  
意見書提出分(5件)

議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表(案)について

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和6年5月の農業委員会定例総会を開催します。現在の出席委員は16名です。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席の連絡が入っている委員さんは〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんで、〇〇番のマツ委員さんと〇〇番の〇〇委員さんからは遅れるとの連絡がっております。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。ご存じの方もおられるかと思いますが、令和6年度の新嘗祭への献上米がみやき町で執り行われるようになりました。地区においては北茂安校区市原の〇〇〇〇さん方の圃場となっており、明後日11日に播種式があり11月23日の新嘗祭に献上されます。白壁のライスセンター近くですので農地パトロールでご覧ください。

本日の議案・報告等につきましては

- |       |  |
|-------|--|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について                           |
| 報告第2号 | 農地等形状変更届について                                   |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                           |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                           |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について                      |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画（中間管理権分）について                          |
| 議案第5号 | 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について                        |
| 議案第6号 | 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表（案）について |

その他

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見をお願いします。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員を指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	4件	面積	30,068㎡
------	----	----	---------

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号1農地等形状変更届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号1農地等形状変更届について、届出人の住所、氏名、土地の所在地、地目、面積、形状変更理由、周囲の状況が判る付近見取り図、字図、形状変更届出の内容等を届出書の記載事項及び添付書類により説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします

〇〇委員

4月26日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。

申請地は形状が悪い部分に盛土をして田の形を整え苗床として活用されます。隣接する農地も申請者の土地であり排水関係の問題もないかと思えます。計画書、確約書も提出されてあります。よろしくご審議をお願いします

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、報告議案ではありますが、令和3年4月1日付けで施行しました「みやき町農地形状変更取扱要綱」第6条第1項において、総会において農地形状変更届出書の受理又は不受理を決定するとされていますので、採決を行います。

本案件について受理することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、報告第2号1の農地形状変更届については、受理することに決定し、届出者に対し、「農地形状変更届出受理通知書」及び「農地形状変更届出済標識」の交付を行います。

また、同要綱第9条第1項において「会長は、工事の円滑かつ適正な執行を図るため、農業委員会委員のうちから2人を指名し、工事着工から工事完了に至る期間、工事の確認をさせるものとする。」と規定されていますので、本案件の確認委員として〇〇番の〇〇委員と〇〇番の〇〇委員を指名しますので、工事着工から完了まで事業が適正に行われるよう確認を行っていただき、届出内容と異なった施工を確認した場合やその可能性があるかと判断した場合には、届出書どおりの施工が行われるよう是正指導を行ってください。続きまして、報告第2号2農地等形状変更届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号2農地等形状変更届について、届出人の住所、氏名、土地の所在地、地目、面積、形状変更理由、周囲の状況が判る付近見取り図、字図、形状変更届出の内容等を届出書の記載事項及び添付書類により説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします

〇〇委員

4月25日に東尾、中津隈の担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。

変更理由は農作業車が通れないので盛土をして畑として利用しやすくするためです。河川敷工事のため、仮設道路として田んぼを借り上げて利用されていましたが、工事も終了されたので仮設道路の盛土を利用して畑にするため申請されています。L字型コンクリートで土壌がくずれないようにし、北側は申請者の農地、西側は許可をもらってい

ます。よろしくご審議をお願いします

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、報告議案ではありますが、令和3年4月1日付けで施行しました「みやき町農地形状変更取扱要綱」第6条第1項において、総会において農地形状変更届出書の受理又は不受理を決定するとされていますので、採決を行います。

本案件について受理することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、報告第2号2の農地形状変更届については、受理することに決定し、届出者に対し、「農地形状変更届出受理通知書」及び「農地形状変更届出済標識」の交付を行います。

また、同要綱第9条第1項において「会長は、工事の円滑かつ適正な執行を図るため、農業委員会委員のうちから2人を指名し、工事着工から工事完了に至る期間、工事の確認をさせるものとする。」と規定されていますので、本案件の確認委員として、〇〇番の〇〇委員と〇〇番の〇〇委員を指名しますので、工事着工から完了まで事業が適正に行われるよう確認を行っていただき、届出内容と異なった施工を確認した場合やその可能性があるかと判断した場合には、届出書どおりの施工が行われるよう是正指導を行ってください。続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

4月25日に現地確認を行いました。  
場所は江口の体育館の北側に駐車場があり、西側に町道を挟んでいる場所です。  
申請の目的は譲渡人が高齢で病気がちであり福岡市に在住してあるため自分の代で整理しておきたいとするものです。譲受人は法人の〇〇ファームで特段問題はないと思われ  
ます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号2農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

4月26日に現地確認を行いました。  
譲渡人は高齢であるため手放したい意向であり、譲受人は会社組織で手広く経営されており間違いはないと思われ  
ます。申請地は水利調整や農地調整地になっておりますが、持丸生産組合の指示に従って作物を作ることから問題はないと思われ  
ます。  
よろしくご審議をお願いします

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号3農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

3月下旬に譲渡人が久しぶりに帰省された際に全部の財産処分をしたいとの相談がありました。まずは耕作中の譲受人に相談したところやむを得ないだろうと言われました。譲受人はきちんと全部の農地を耕作されてあることから問題はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして議案第2号1農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます

〇〇委員

4月25日に東尾、中津隈担当委員4名と事務局で現地確認を行いました。

現在の農業倉庫が手狭であり、さらに県道に接しているため出入りが非常に困難であることから新しい農業倉庫を建てる必要があり今回の申請となりました。隣の農地の所有者の承諾も得られています。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、

町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

4月25日に地区委員と事務局で現地確認を行いました。  
申請地の下段の農地は農振除外の案件で前に審議して頂いた所です。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

4月25日に地区委員と事務局で現地確認を行いました。

申請地は昨年11月に農振除外案件として審議して頂いた所です。板部交差点にある〇〇〇〇の駐車場が買収され、狭くなる為北側農地を確保し新たに店舗、駐車場を設置するものです。前回審議していただいており問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	28件	所有権移転	2件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする。

審議件数      貸借権              2件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

4月25日に現地確認を行いました。

71、72ページで中央に水路が通っていますので、区長、生産組合長等の同意も得られてることから、この点だけ配慮してもらえれば、南側の農地は耕作でき問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である国営、県営かんがい排水事業の受益地内の農地であり、第1種農地に該当する土地ではあるが、中原駅から500m以内に存する農地であることから第2種農地に該当すると判断されるため、他の土地に立地困難することが困難で、かつ周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び水路確保等の配慮を行うこと。」

の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号1について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号1については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

77、78ページをみて頂くと申請地の真ん中に大きい水路が通っており周りの農地に支障はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、かつ特定土地改良事業である国営、県営かんがい排水事業の受益地内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が住宅用地で、姫方地区の集落に接続して設置されることから農地法の許可基準を備えているため、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」

の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第5号2について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます  
(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号2については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

申請地の右側に道路がありますが、今回造成されるときにきれいにされるそうで支障はないと思われま。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営、県営かんがい排水事業の受益地内の農地であり、第1種農地に該当すると判断される。申出の目的が住宅用地で、東寒水地区の集落に接続して設置されることから農地法の許可基準を備えているため、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮及び関係者との協議を十分に行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第5号3について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長

賛成多数ですので、議案第5号3については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月25日に現地確認を行いました。

申請地は区画整備に入っていないため暗渠排水も入っておらずそのため排水がわるく裏作に適さない土地です。2枚あるうちの1枚について裏作は出来るのですが住宅地に極端に近くヘリコプター、乗用管理機が使えずやはり裏作には不向きな田です。先ほど説明にもありました雨水排水については問題ないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局（田中）

事務局案として、「申出地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、かつ特定土地改良事業である国営かんがい排水事業の受益地内の農地であり、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が集合住宅用地で、市原地区の集落に接続して設置されることから農地法の許可基準を備えているため、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、南側に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」

の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号4について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号4については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

4月25日に地区委員と事務局で現地確認を行いました。

分譲住宅用地です。生活排水、雨水は適切に処理される計画となっています。土地改良事業地ではありません。周囲に影響を及ぼす農地でもありません。地区区長、生産組合長等の同意も得られて問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である国営、県営かんがい排水事業の受益地内の農地であり、第1種農地に該当すると判断される立地である。

申出の目的が住宅用地で、豆津地区の集落に接続して設置されることから農地法の許可基準を備えているため、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮及び関係者との協議を十分に行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第5号5について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号5については、決定された意見を付して、町長に送付します。

事務局

以上で農業振興地域整備計画(農地利用計画)についての審議は終わりましたが、農業振興地域内農用地(農振農用地)からの除外案件に係る事務運用の適正について、国から指導がっておりますので、農林課〇〇よりご説明させていただきます。

農林課

農業振興地域内農用地(農振農用地)からの除外案件に係る事務運用の適正について説明

議 長

続きまして、議案第6号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表(案)について事務局より説明をお願いします

事務局

議案第6号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表(案)について説明する。

議 長

事務局より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、議案第6号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表(案)について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号については、案を削除していただき、承認された事務の実施状況について、通達に基づくスケジュールで手続きを行います。  
その他を事務局よりお願いします。

その他

- 1 農地中間管理事業による農地の賃借
- 2 地域計画策定に向けた地域内での話し合いによる10年後の耕作者の貼り付けの進め方

議 長

6月の総会は、6月6日(木)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、6月6日(木)実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、5月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

議 長

これで5月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 寺田 一義

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番